

(1 3) [令和 1 年 決算審査特別委員会 (健康福祉分科会 第 1 日)]

[09月24日]

◆織田勝久 委員 通告に従い質問してまいります。

まず、被措置児童等への虐待対策について伺います。社会福祉法人同愛会が指定管理事業者となっている中央療育センターのショートステイにおける児童の死亡事件について伺います。同じ施設で性的虐待が行われていたり、また、この社会福祉法人が運営するグループホームで入所者の金銭のいわゆる詐取事件も起こっていることは、この間、指摘をしてきたところです。この児童は死亡事件前にも同じ施設に措置入所していた経過があります。児童相談所がケースワークしてきた児童でもあることから、国と本市が策定しております被措置児童等虐待対応ガイドラインの対象児童とみなし、このガイドラインを準用すると当然に理解するところではありますが、本市も同様の見解でよいのか確認しておきます。

◎北篤彦 健康福祉局長 中央療育センターについての御質問でございますが、平成28年12月の事故につきましては、措置入所ではなく、短期入所を利用していた際に起きたことから、児童福祉法に基づく実地指導や指定管理者制度によるモニタリングにより対応してきたところでございます。その際には、被措置児童等虐待対応ガイドラインにつきましても、当然に参考にしているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 まず、対象になるということでもあります。2017年11月の法人内部でまとめた本事件の調査報告書については、いまだに亡くなった児童の保護者等に法人から直接説明や報告がないわけでありまして、そこで、情報開示請求でこの報告書を手に入れたところ、当該保護者や療育にかかわった地域の支援者の皆さんから、その内容に疑問や事実と異なる点があるとの強い疑義の声が寄せられています。本市はこの事実と内容をどのように承知しているのか、改めて確認をしておきます。

◎北篤彦 健康福祉局長 中央療育センターについての御質問でございますが、社会福祉法人同愛会が作成した調査報告書には、当該児童に関して、重度精神遅滞、自閉症、最重度の知的障害と自閉症の特性をあわせ持つといった記載がございましたが、他のサービスにおいて支援していた方々からは、当該児童を支援してきた立場からすると、そのようなことは考えられない、明るくみんなから好かれる子どもだったなどといった御意見を伺っているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今、局長のほうからもお話しいただきましたが、特に報告書の中では、当該児童が自閉症であるとか、加齢に伴い症状が悪化するような見込みだというようなことが書かれているのですが、主治医、ドクターから、この子どもさんが自閉症であるなんていう診断を受けたことはかつて一度もなく、また、加齢に伴い症状が悪化するというよりも、むしろ加齢に伴い症状が落ちついてきたということが逆に言われていますので、その点、大きく中身が違うわけでありまして、2016年12月の事件発生から既に2年半が経過を

しました。これまでこの死亡事件に関して、第三者による検証委員会を立ち上げ、早急に検証を行うことを求めてきました。さきの議会答弁では、警察の捜査が継続していることから、捜査の状況を注視する、まずは当該法人のガバナンスの確立や利用者の安全に最大限の配慮をした組織運営体制の整備が重要とのことで、機会を捉えて検証を行うという答弁だったのですが、とにかく早急に検証を行って、保護者や療育にかかわってこられた地域の支援者の皆様への説明責任、事件の原因の究明というものをしっかりしていただきたいと思っております。

そこで、2018年3月の国立成育医療研究センターの子ども虐待重大事例検証の手引き等を参考に幾つか市の対応をただしていきたいと思っております。これは、地方公共団体の検証がより有効なものになるよう、また現場の担当者の迷いに対応できるよう、手引を作成したとその冒頭に書かれているものであります。この内容であります、まず検証委員会の構成についてですが、とにかく警察もメンバーとなるということがはっきり書かれております。また、死亡の検証事例の進め方については、1つ、死亡に至った経緯の整理、2つ、死亡を防げた可能性の検討、3つ、死亡を防げなかった可能性の検討、そして4つ、今後の対応策に関する検討とそれぞれについて検証を行うとなっております。

次に、検証委員会のあり方についてですが、1つ、重大事例検証に当たっては、独立した検証委員会を設置することが必要である、1つ、検証委員は、原則として第三者的な外部の者であることが必要である、1つ、事務局の主導とならないように注意をする、1つ、虐待が強く疑われる事例では、事件が不起訴であることで、虐待死亡事例や重大事例検証の対象から外してはいけないとのことであります。1つ、抽象的な表現ではなく、具体的な方策を示す必要がある、1つ、検証委員会は報告書での提言がどの程度実現されているのか、フォローアップする、事務局は、1年後、検証委員会を再開して、意見を聴取する、1つ、検証結果に影響を及ぼす新たな事実が出てきた場合、報告書をつくり直すことも必要であるなどとされています。以上によると、警察の捜査とは別に検証を行うことに何ら制限はないということは明らかだと思っております。

また、続いて、国の社会保障審議会の被措置児童等虐待事例の分析に関する報告によりますと、1つ、まずは発生予防に努める、2つ、虐待を受けた子どもがふえているという現状から、ケアの視点を持って養育する、発達障害など一般的な発達とは異なる視点での支援が必要である、職員への研修、専門性の向上、また、性的暴力や性的虐待における二次的被害の防止対策の強化、被害に特化した専門的な対応が必要である、3つ、子どもに権利主体としての意識を育むための取り組みの導入、権利主体という意識を育むということでもあります。さらに、ロールプレイング等の実践的かつ専門的な研修などと指摘がされております。

次に、また、過去に参考にすべき検証事例として2つ紹介したいと思っておりますが、1つは、兵庫県三田市の検証報告書であります、これは擁護者の同意よりも虐待を受けている本人の権利利益が最優先ということが明記されております。保護者の意向ではなくて、擁護者の意向ではなくて、やはり虐待されている本人の利益というものを最優先に守るべきだということが改めて書かれています。もう一つ、千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園の虐待検証委員会報告書では、検証委員会の早期立ち上げ、警察捜査と同時進行で検証を行っています。とにかく県の対応も迅速さが際立っておりまして、事件から2カ月後には検証

委員会が具体的に動き出すということでもあります。施設運営の課題を早期に指摘し、改善に向けてということで、高く評価をされている事例であります。以上からも、死亡レベルの事件、事故については、子どもの尊厳の回復と再発防止のための第三者による早期の検証が重要と国も強調しているわけであります。検証について本市も、機会を捉えてではなく、直ちに第三者による検証委員会を立ち上げ、検証を行うべきと考えます。それこそがさきの答弁にある、まずは当該法人のガバナンスの確立や利用者の安全に最大限の配慮をした組織運営体制の整備にも資する取り組みになると考えるからであります。そこでまず、こども未来局に、所管の健康福祉局が検証を進める上でどのように連携をしていくのか、基本的な考え方を伺います。

◎堀田彰恵 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室長 健康福祉局との連携についての御質問でございますが、本事案は短期入所利用中に発生した事故ですが、当該児童に対しては児童相談所が支援を行っていましたので、こども未来局としては、当時の児童相談所における支援の経過について振り返りを行うこととしたところでございます。その中で把握された課題等について健康福祉局と共有し、協力しながら対応してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今こども未来局からも改めて協力の表明をいただいたところですが、それでは、今までの議論を受けて、健康福祉局には直ちに検証を行うことを改めて求めます。見解を伺います。

◎北篤彦 健康福祉局長 中央療育センターについての御質問でございますが、今回の案件につきましては、現在も警察による捜査が継続していること、また、御遺族により社会福祉法人同愛会や本市等に対し訴訟が起こされていることなどから、まずは行政内部での事案の経過等についての整理、振り返りを行うことが必要と考え、現在、関係局と調整を進めているところでございます。行政内部での整理、確認を進める中で、検証を行うに当たっての取り組み条件等の整備を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今、改めて検証を行うに当たっての取り組み条件等の整備を行うということが表明されましたので、とにかく取り組み条件の整備等を早急に行っていただいて、早く早く、早急に検証を行うように、これはこれからも推移を厳しく見てまいりたいと思います。

次に参ります。市立看護短期大学の4年制大学への移行の課題について伺います。まず、不祥事を起こした准教授問題について伺います。本学研究交付金の不透明な用途及び無断欠勤など勤務の懈怠などにより3カ月の停職処分となったものです。7月1日の復職の直前である6月27日に本市人事委員会委員長宛てに審査請求書を提出しています。内容の詳細を知ることはできませんが、この対応から、この准教授がみずから惹起した不祥事について何ら反省のない態度が容易に見てとれます。さきの健康福祉委員会での報告において、復職に際して教授会などでの議論の様子を質疑したところ、当該准教授が一人で自分の正当性を主張するのみで、他の教授からは何の発言もなかったとのことでした。また、教員

の人事については学長だけでは決定できない、教授会を経て、最終的には人事教授会での判断とのことでした。さらに、生命倫理学の授業を担当の当該准教授が行うことは納得できないとして多くの学生と保護者から批判が出ており、臨時に非常勤講師を配置して、授業の選択制を導入したとはまことに片腹痛いことでもあります。まず、この授業選択制の結果、当該准教授の担当2科目それぞれの受講者数について伺っておきます。また、当該准教授の復職、これはアルバイトという意味ではありますが、復職の実態について伺っておきます。

◎坂元昇 医務監・看護短期大学長 選択制授業等についての御質問でございますが、選択制授業については、全ての学生が新設した授業を受講する意思を表示しており、当該教員が担当する講義を選択した者はありません。また、復職後、当該教員に対しましては、学内委員会業務や学校行事の運営等に從事させるほか、公務員倫理に関する自己研修や研究業務の実施を命じているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 授業を受ける生徒がないということでもあります。ですから、学校でやることがないわけでありまして、それに対しては自己研修や研究業務の実施を命じているということでもあります。そのような時間を使ってアルバイトなんて言われたら困りますので、そういうことも含めて、厳しくしっかりと動きをチェックしていただきたいと思えます。

2022年4月の4年制大学開学に向けて、新たな4年制大学のカリキュラム案や教員確保の取り組みがなされております。何よりも本学のコンプライアンスの確立が急務であります。人事のあり方と教員の身分について伺いたいと思えます。当該准教授の処分は市長名で出されました。学長と人事教授会、教授会との関係、大学を運営する主体、さらに、市長、本市人事委員会とのかかわりと権能をどのように整理、見直しをするのか、人事、労務、経営の視点から伺います。次回、不祥事を起こした教員を案件によっては懲罰解雇する仕組みと判断を導入するのにかについても伺っておきます。

◎坂元昇 医務監・看護短期大学長 看護短大における教員の服務等についての御質問でございますが、教育公務員の任免、分限、懲戒の手續等に関しましては、地方公務員法及び教育公務員特例法に規定されているところでございまして、教員の懲戒処分は、評議会の審査を経た上で学長の申し出に基づき、任命権者である市長が行うこととされており、処分を受けた職員は人事委員会に審査請求ができる仕組みとなっております。一方、本学におきましては、全教員が出席する教授会において、学則、カリキュラム、学生の入退学、予算などの重要事項を議論するとともに、教員の人事に関する事項に限っては、教授以上の教員のみを構成員とする人事教授会において審議決定することとしておりまして、今般の不祥事に関する教授会での議論は報告という位置づけの中で実施したところでございますが、今後につきましては、発生する事案の性質に応じて、例えば学内調査委員会といった組織の立ち上げなどについて、他大学の事例等を参考にしながら早急に検討してまいりたいと存じます。また、本学につきましては、4年制大学化や短期大学の閉学といった特別な時期を迎える中で、教授会や学内委員会における議論の活性化に努めるとともに、財

政、人事、労務等を所管する関係部署との連携を密にしながら、円滑な大学運営に努めてまいりたいと存じます。なお、懲戒処分に関しましては、関係法令に基づき実施する必要がございます、学長や大学のみの判断において懲戒免職を行うことはできませんが、市長に対する懲戒処分の申し出は厳格に行ってまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 このたび改めて教育公務員特例法というものが教員をしっかりと守るという意味合いでの法律であることを確認しましたが、ただ、これは、戦前の国家権力が学問の自由を侵すということが二度とないようにということで作られている法律でありますから、教員が仕事をしない、また、そういうことに対して守るという立場ではないので、くれぐれも勘違いをしないようにこの准教授にもしっかりと指導してほしいと思います。

教員の勤務条件と体制について伺っておきます。現在は原則として8時30分から17時15分までが勤務時間とのことであります。17時15分以降、授業の準備や自身の研究などで研究室に残っていても、残業代は発生しません。実働実績、実働実態に見合う給与体系になっていないわけでありまして。そういうことから、多くの大学では、教員の勤務条件に裁量労働制を取り入れていると仄聞するところですが、教育者と研究者の両面を持つ教員の働き方とすれば当然のことと考えます。4年制大学移行に伴い、本学も裁量労働制を取り入れる必要があると思いますが、見解を伺います。

◎坂元昇 医務監・看護短期大学長 裁量労働制についての御質問でございますが、労働基準法で規定されている裁量労働制につきましては、地方公務員法において適用除外とされていることから、直営での運営を予定している4年制大学には導入できない仕組みとなっております。教員の勤務時間につきましては、研究活動の促進のほか、講義や学生への対応等を総合的に勘案しながら設定していくことが重要であると考えておりまして、現在、実効性のある変則勤務を含め、勤務時間に関する制度について検討を進めているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 市立大学であるうちは、地方公務員法の関係で裁量労働制の導入はできないということでした。そこで、4年制大学移行に合わせて独立行政法人化の議論を並行して議論すべきだと考えます。教員の働く環境をより柔軟に向上させることで、優秀な人材の確保に資することができるかと考えるからです。見解を伺います。

◎坂元昇 医務監・看護短期大学長 公立大学法人化についての御質問でございますが、今年3月に策定した大学設置に向けた基本計画におきまして、本市の行政計画等に基づく対応の確実性や令和4年度の大学開学後2年間は、看護短期大学との併存した運営となるため、両大学の安定運営も求められていることから、開学時は直営とすることとしたところでございます。一方、公立大学法人による運営の場合は地方公務員法の適用がないため、裁量労働制などの勤務条件面や人事面などにおいて、柔軟な制度運用が可能になります。今後につきましては、全学年の学生がそろそろ大学の完成年度となる令和7年度以降に大学運営が安定化したところで、大学の状況や社会的動向等を踏まえて、再度運営手法について検討してまいります。現時点におきましては他大学の状況調査など法人化に関する情

報収集に取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○押本吉司 会長 織田委員に申し上げます。時間も経過しておりますので、簡潔に取りまとめをお願いいたします。

◆織田勝久 委員 時間になりましたので、これで終わりにしますけれども、経過をしっかりと見てまいりたいと思います。

あと1問、質問の時間がなくなりました。事前調整していただいた皆さんにおわび申し上げます。終わります。